

室内環境学会標準化委員会活動報告

標準化委員会委員長 柳沢 幸雄

標準化委員会では、室内環境学会標準法認定に関する基本規則、および細則の標準化委員長原案をもとに、審議をメール会議を中心に行なってきた。標準化委員、役員からの多くのコメントをもとに、標準化委員長第2原案を作成し、4月14日現在メール審議中である。5月末までに開く予定の標準化委員会で最終案を決定し、役員会に諮る予定である。

以下に基本規則、細則の第2原案を示す。

2009年12月17日原案

2010年3月19日第2原案

室内環境学会標準法認定に関する基本規約（案）

（目的）

- 1 室内環境学会（以下、本学会と略称する）は、以下の目的を達成するために室内環境学会標準法の認定を行う。
 - 1.1 室内環境の設計、施工、管理あるいは利用に関わるすべての人が室内環境に影響を与える商品やサービスの新規購入、更新、あるいは修繕を行う際に、目的や用途に応じた評価方法により複数の候補の相互比較を行うことで、室内環境にとってより望ましい商品やサービスの選択を可能にする。
 - 1.2 室内環境に関わるすべての人が複数の商品やサービスの相互比較に基づいた選択を行う行動を通じて、室内環境に影響を与える商品やサービスを提供する企業が、室内環境にとってより望ましい商品やサービスの開発を行うように誘導する。
 - 1.3 室内環境の改善、維持を目指した研究、開発を行っている室内環境学会会員（以下、会員と略称する）の研究成果を社会に広めることより、より望ましい室内環境の実現を図る。
 - 1.4 「室内環境学会標準法準拠」を商標登録し、この商標に対する社会的信頼感を醸成し、会員の研究、開発成果が広く社会に貢献することを目指す。

（審査手順）

- 2 会員は、標準化委員会に申請することによって、室内環境学会標準法として認定を求めることが出来る。
- 3 申請書の書式は、①書式自身の標準化、および②将来JISあるいはISOとして登録することにより、標準法としてより広い範囲に適用される可能性を考えて、JIS Z 8301「規格票の様式および作成方法」に定められた書式を使うことが望ましい。
 - 3.1 JIS Z 8301のテンプレートは財団法人日本規格協会 規格開発部 JDT 2008のURLから入手することが出来る。
- 4 標準化委員会は、別に定める内規に従って、申請を室内環境学会標準法として認定するか、否かを判定する。
- 5 標準化委員会は室内環境学会標準法として認定した場合には、認定番号を付与する。

（認定された標準法の使い方）

- 6 会員は、会員が提供する商品やサービスに「室内環境学会標準法準拠（認定番号）」のラベルを添付しようとするときには、事業委員会を通じて本学会と商標使用に関する契約を結ばなければならない。

6.1 商標の使用料金は別に定める。

7 室内環境にとってより望ましい商品やサービスの開発を促進するため、認定された室内環境学会標準法の申請者は5年間を限りに、当該の「室内環境学会標準法準拠」の商標を独占的に使用することが出来る。

7.1 商標の独占的使用料金は別に定める。

(商標ブランドの管理)

8 事業委員会は、「室内環境学会標準法準拠」の商標を利用している会員に対して、利用状況に関する報告を求めることができる。

8.1 事業委員会は、不適切な商標の利用状況を見出した場合には、会員に対して是正勧告を行うことができる。

8.2 是正勧告を受けた会員は、直ちに是正に努め、速やかに改善報告を事業委員会に提出しなければならない。

8.3 是正勧告を行う場合には、事業委員会は役員会に報告しなければならない。

9 役員会は、不適切な商標の利用状況が改善されない場合には、会則第5条3項に定める除名処分を含む処分を検討、発議しなければならない。

10 会員は「室内環境学会標準法準拠」の商標イメージの向上に寄与することが期待される。

(発効)

11 本規約は、2009年x x月x x日に発効する

2009年12月17日原案

2010年3月19日第2原案

商標使用料に関する細則

1 商標使用料は室内環境学会を取り巻く環境および経済情勢を勘案して、事業委員会で必要な改定を行う。

2 暫定的使用料を以下に定める。

2.1 (一般的使用の場合)

2.1.1 「室内環境学会標準法準拠(認定番号)」の商標の使用料金は、商標一枚につき30円あるいは売価の3%のどちらか少ないほうの金額とする。

2.2 (独占的使用の場合)

2.2.1 「室内環境学会標準法準拠(認定番号)」の商標を独占的に使用しようとする場合の商標独占料は年額5万円とする。

2.2.2 「室内環境学会標準法準拠(認定番号)」の商標を独占的に使用しようとする場合の商標の使用料金は、商標一枚につき50円あるいは売価の5%のどちらか少ないほうの金額とする。

2009年12月17日原案

2010年3月19日第2原案

室内環境学会標準法認定に関する細則(案)

(目的)

1 標準化委員会の活動に関して、室内環境学会第14条6項に定める細則を定める。

(組織・業務)

- 2 標準化委員長，標準化副委員長を含め10名前後の標準化委員で，標準化委員会を組織する。
- 3 標準化委員会は室内環境学会の標準法認定に関する企画，および審査業務を行う。
- 4 標準化委員会は標準化認定申請の採否判定に対する異議申し立てに関する審議を行う。
(委嘱)
- 5 標準化委員長は室内環境学会会長(以下，会長と呼ぶ)が任命する。
- 6 標準化副委員長，標準化委員は標準化委員長が指名し，会長が任命する。
- 7 標準化委員長は標準法認定の継続性に配慮して，標準化委員を指名する。
- 8 交代などにより任期途中で任命された委員の任期は，前任委員の残存期間とする。
(解任)
- 9 標準化委員にその職務上ふさわしくない行為があったときは，役員会の承認を得て会長がこれを解任することができる。
- (任務)
- 10 標準化委員長の任務
 - 10.1 標準化委員会を統括する。
 - 10.2 受付けた標準法認定申請書に対して，標準化委員の中から複数の担当委員を選定し，査読を依頼する。なお担当委員の選定に関して，委員長・副委員長・申請者及び連名者を除く。
 - 10.3 標準化委員会，認定会議を召集する。
- 11 標準化副委員長の任務
 - 11.1 委員長を補佐し，委員長に事故あるときは委員長代理を務める。
- 12 標準化委員の任務
 - 12.1 標準化委員は，標準化委員長の依頼を受け，担当委員として当該申請書の査読を行う。
 - 12.2 査読は依頼時に指定された期限までに終了し，査読結果を標準化委員長に報告しなければならない。
- 13 標準化委員会の任務
 - 13.1 標準化委員会は標準化委員長の召集により認定会議を開催し，査読結果およびブリックコメントの参考にして，専門家としての知識と良心に基づいて審査しなければならない。
- (標準法認定審査手順)
- 14 標準法認定を希望する学会員は，室内環境学会事務局に標準法認定申請書を提出する。
- 15 標準化委員長は複数の担当委員を選定し，査読を依頼する。
- 16 査読結果は，以下の4種類とする。
 - 16.1 無修正で採用
 - 16.2 微修正で採用
 - 16.3 修正の後再査読
 - 16.4 不採用
- 17 査読結果が16.1無修正で採用あるいは16.2微修正で採用の場合には，標準化委員会で査読結果の妥当性について審議する。
 - 17.1 審議結果は，①室内環境学会標準法候補として認定する，あるいは②査読結果を16.3修正の後再査読，16.4不採用に変更する，のどちらかを標準化委員の投票による過半数で決定する。
- 18 査読結果が16.3修正の後再査読と判定された場合には，査読意見を事務局から申請者に通知する。
 - 18.1 申請者は1ヶ月以内に修正した申請書を再提出しなければならない。
 - 18.2 1ヶ月以内に提出できない事情がある場合には，申請者は事務局と相談する。
 - 18.3 再提出された申請書は，原申請書と同じ担当委員(標準化委員)が再査読を行う。
 - 18.4 申請者は再査読を別の担当委員(標準化委員)を希望することができる。この場合は新規申請として取り扱う。
 - 18.5 再査読は1回限りとする

- 19 査読結果が16.4不採用の場合には、標準化委員会で査読結果の妥当性について審査する。
- 19.1 審議結果は、①室内環境学会標準法として認定しない、あるいは②査読結果を16.1, 16.2, 16.3に変更する、のどちらかを標準化委員の投票による過半数で決定する。
- 20 標準化委員長は判定結果を申請者に通知する。
- 21 室内環境学会標準法候補として認定された申請は、室内環境学会のホームページを通じて、少なくとも1ヶ月間に亘ってパブリックコメントを求めなければならない。
- 22 認定会議では、パブリックコメントに基づき、①室内環境学会の標準法として当該標準法候補が適格であるか否か、②当該標準法候補と類似性あるいは代替性が認められる方法を標準法に包含するか否か、③その他必要な項目について審議し、必用であれば室内環境学会標準法候補に修正を施した上で、室内環境学会標準法候補を室内環境学会標準法として認定するか否かを、標準化委員の投票による過半数で決定する。
- 23 申請案が室内環境学会標準法として認定された場合には、標準化委員長は標準法番号を付与して、役員会に報告し、学会員用のホームページに告示後、学会誌の掲載する。
(判定結果に対する異議申し立て)
- 24 判定結果に異議がある場合には、申請者は標準化委員会に書面（メールを含む）で異議を申し立てることが出来る。
24.1 標準化委員会は異議申し立てを審議し、その結果を申請者及び役員会に報告する。
(その他)
- 25 事務局は認定申請の査読等の進行管理、申請者との連絡事務を行う。